

国保の広域化を巡る動きについて

1 社会保障制度改革国民会議報告書（H25.8.6）	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民健康保険の保険者の都道府県移行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険に係る<u>財政運営の責任</u>を担う主体（保険者）を都道府県としつつ、国民健康保険の運営に関する業務について、都道府県と市町村が適切に役割分担を行い、<u>保険料収納や医療費適正化のインセンティブを損なうことのない分権的な仕組み</u>を目指すべき。具体的な在り方は地方団体と協議。 ・ 次期医療計画の策定前に実現すべき。
2 「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について」（H25.8.21 閣議決定）	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次に掲げる事項等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ① 医療保険制度の財政基盤の安定化について次に掲げる措置 <ul style="list-style-type: none"> イ <u>国民健康保険（国保）の財政支援の拡充</u> ロ 国保の保険者、運営等の在り方に関し、<u>保険料の適正化等の取組を推進</u>するとともに、イに掲げる措置により、国保の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、国保の運営業務について、<u>財政運営を始めとして都道府県が担うことを基本としつつ、保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する市区町村の積極的な役割が果たされるよう都道府県・市区町村で適切に役割分担</u>するために必要な措置 ○ 次期医療計画の策定期限が平成30年度であることも踏まえ、法改正が必要な措置については、<u>必要な法律案を平成27年通常国会に提出</u>することを目指す。 ○ 国保の見直しに関する事項について、<u>地方六団体等の関係者と十分に協議</u>を行い、<u>当該措置についてこれらの者の理解を得ること</u>を目指す。
3 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（プログラム法）（H25.12.5 成立）	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 閣議決定した骨子に基づき、「法制上の措置」として、<u>社会保障制度改革の全体像・進め方を明示するもの</u> ○ 国保の保険者・運営等の在り方の改革については、<u>平成27年通常国会に、必要な法律案を提出</u>することを目指すものと規定。 ○ 推進本部、推進会議の設置
4 国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会）（H26.1.31 協議開始）	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 別紙のとおり

「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」について

平成25年12月19日

社会保障常任委員会委員長 栃木県知事 福田富一

1. 開催趣旨

- 国保の構造的な問題を踏まえ、その基盤強化策等について検討するため、平成23年2月以降、「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議(国保基盤強化協議会)」を開催し、低所得者の保険料に対する財政支援の強化、財政運営の都道府県単位化の推進、財政調整機能の強化等について、協議し結論を得てきたところ。(～平成24年7月。政務レベル協議:2回、事務レベルWG:14回)
- 社会保障制度改革国民会議報告書を踏まえた、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(プログラム法)」においては、国保を含む医療保険制度改革について、「平成26年度から平成29年度までを目途に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成27年通常国会に提出することを目指すものとする。」としている。
- このため、プログラム法に掲げられた内容の具体化に向けて国保基盤強化協議会を再開する。(併せて、事務レベルWGも再開する。)

2. 協議事項

国保の財政上の構造問題の分析とその解決に向けた方策

- 1 国保の運営に関する業務に係る都道府県と市町村の役割分担のあり方
- 2 その他、地方からの提案事項

3. メンバー

- 政務レベル協議
【厚生労働省】政務三役 【地方代表】(全国知事会)栃木県知事 (全国市長会推薦) (全国町村会推薦)
- 事務レベルWG
【厚生労働省】保険局 【地方代表】(全国知事会)山形県、栃木県、愛知県、鳥取県、愛媛県
(全国市長会推薦)4市 (全国町村会推薦)4町村

4. スケジュール

平成25年12月又は平成26年1月 : 政務レベル協議(議論のキックオフ)

同月

平成26年7月

同月目途

} 事務レベルWG 毎月1回程度(計10回程度)
: 政務レベル協議(中間的なとりまとめ)

※平成26年8月以降の進め方については、議論の状況を踏まえ、改めて協議する。

国保の広域化に係る今後の想定スケジュール

平成26年2月3日現在
県国民健康保険課

	国における検討(財政支援の拡充、保険者・運営等のあり方)		県内における検討 (主に支援方針の改定に係るもの)	備考
	社会保障審議会医療保険部会	国と地方の協議		
平成26年 1月		政務レベル 協議		
2月	国と地方の協議に おける検討状況を 随時報告		平成25年度連携会議	
3月			県内における財政調整について 方針を固める	
4月			事務レベル WG(10回 程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・国における検討状況の情報収集。 ・県調整交付金2号交付金の新規追加や既存メニュー拡充の検討。 ・広域化等支援方針における具体的な施策(収納率目標等)の検討。
5月				
6月				
7月	議論 ↓ （中間取りまとめ）	政務レベル協 議(中間取りま とめ)		
8月				
9月	↓ 取りまとめ			
10月		8月以降の協議の進め方に ついては、議論の状況等を 踏まえ、改めて協議。		
11月				
12月				
平成27年 1月				
2月	平成27年通常国会に法案提出		平成26年度連携会議	
3月			広域化等支援方針の改定	

※ 上記の「県内における検討」は、主に、現行の広域化等支援方針を改定するスケジュールを示したもの。
国における検討状況について引き続き情報収集に努めるとともに、国保の制度改革の具体的な内容が明らかになった時点で、県内における対応(県と市町村の役割分担、推進体制等)について、改めて検討する。